

## 企業誘致関係条例比較表

条例名	固定資産税	対象業種	要件	減収補てん等	市税以外の措置等
【新条例】 八幡浜市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）	不均一課税 (3年)  【移転型】 1年目(1/10) 2年目(1/4) 3年目(1/2) 【拡充型】 1年目(1/10) 2年目(1/3) 3年目(2/3)	・業種制約なし ※工場、店舗は対象外	県の地域再生計画に「地方活力向上区域」として認定された区域において、本社機能の整備にあたり県知事の認定を受けたもので、取得価額の合計が3,800万円（中小事業者等は1,900万円）以上の特定業務施設を新設または増設したもの	地方（普通）交付税の減収補てん措置（75%）	【県税】 ・不動産取得税、事業税の不均一課税  【その他】 ・オフィス減税、雇用促進減税、債務保証
過疎地域自立促進特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例	課税免除 (3年)	・製造業 ・情報通信技術利用事業（コールセンター） ・旅館業（下宿営業×）	青色申告をしている個人または法人、取得価額の合計が2,700万円を超える事業用資産（工場用建物およびその附属設備、償却資産）を新設または増設したもの	地方（普通）交付税の減収補てん措置（75%）	【県税】 ・不動産取得税、事業税の課税免除  【その他】 ・法人税特別償却、事業用資産買い替え特例 ※過疎地域外からの移転に限る。
八幡浜市企業等誘致促進条例 (※上記条例との併用×)	課税免除 (3年)	工場等 ・製造業 ・情報通信業 ・運輸業 ・卸売業、小売業 ・学術・開発研究機関 ・宿泊業 ・娯楽業 ・医療、福祉	指定地域内（都市計画法に規定する工業・準工業地域、市長が適当と認める地域）において営業を営む事業者のうち、事業所を新設、増設もしくは移転、または老朽施設の更新を行うもので、投下固定資産額が2,000万円以上で常時従業員数が3人以上であること	課税免除しなければ増収していたであろう額の5%相当を特別交付税で措置	【奨励措置】 ・企業等立地促進奨励金（移転×） ・雇用促進奨励金（老朽化施設更新×）
八幡浜市情報通信関連企業誘致促進条例	—	・コールセンター ・データセンター	市内に情報通信関連事業所を新設又は増設するもの	—	【奨励措置】 ・開業時奨励金 ・事業用資産奨励金 ・雇用促進奨励金